

令和5年度福岡地方最低賃金審議会

第4回福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会

1 日 時 : 令和5年10月5日(木) 10:10~10:50

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 2人(定数3人)
【労働者代表委員】 2人(定数3人)
【使用者代表委員】 3人(定数3人)

4 議 事

- (1) 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改定について
- (2) その他

5 審議内容

(労働者側)

前回の第3回にて45円の引上げ額を主張したが、使用者側委員の主張等を踏まえ、引き上げ額を43円とした。

(使用者側)

引上げ額について、前回の第3回では41円の引上げ額を主張したが、業界の人材確保の観点から引上げ額を43円まで許容する。

この結果、公労使三者の全会一致により、引上げ額43円、1時間1,053円に改正することを決議した。

また、発効日については、統一発効日である12/10とした。